

過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題

寺西 笑子（過労死を考える全国家族の会代表）

みなさま、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、全国過労死を考える家族の会代表をしております、寺西笑子と申します。本日は過労死防止学会結成総会の最初の報告者として登壇させていただきまして、大変、名誉なことと思っております。そして、日頃、私たちが教えていただいているお立場の先生方が、今日はたくさんご参加くださり、私のつたないお話をお聞きいただけるのは本当に心苦しい思いで、とても緊張しております。それでは30分間よろしくお願いいたしますので、レジュメに沿ってお話をさせていただきます。先ほど紹介していただきましたけども、遺族としての経験から学んだことをまとめたご報告ということで、ご容赦願いたいと思います。

私の夫は1996年の2月14日、バレンタインデーの朝、チョコレートを渡しまして、元気のない後ろ姿を見送ったのがこの世の別れとなりました。夫は飲食店の店長をしております、京都市内に7店舗を有する会社の筆頭店で働いていました。店長になった時期は、平成バブルの崩壊後でして、世の中は不況一色というような状況でした。

この中で、赤字の店を黒字転換させるという会社命令が出まして、達成困難な、右肩上がりのノルマを課せられました。店長の、サポート体制はなく、人件費を減らすためにパートさんと従業員を早く帰らせ、残業代を払わずにすませていました。そうして人件費を極力切り詰めて、夫はその穴埋めをすべて一人でしてきたということでした。それに加え、店の宴会客を増やすために、お客さんを待っていたのではダメだということで、積極的に顧客開拓する命令がくだり、飛び込みセールスとか、今までしたことのない仕事をするようになりました。さらに、他店の仕入れ管理をするゼネラルチーフもしなさいということで、長時間、過密労働になり、労働時間は年間4000時間を超えるような働き方になりました。夫はこうした過重労働を強いられ、身を粉にして働いてきたのです。そのなかでこつこつと実績を積み上げてきたことを誇りにしていましたが、短期間に右肩上がりのノルマが達成できなかったことで、社長から連日、過度の叱責を受けまして、不本意な異動を言い渡されました。夫はその後うつ病を発症したために、これまで、元気でばりばりと仕事をしてきたのが、急に人が変わったようになって2ヵ月後に飛び降り自殺を図りました。

夫が亡くなった1996年は、まだ過労自殺の労災認定基準がなかった時代でした、私は夫の自殺は仕事が原因だとおもいましたので、すぐに弁護士さんのところへ相談に行きましたが、自殺は労災と認められない、客観的証拠がありますか、証言者がいらっしゃいますか、そういうものがあっても専門医の意見書が要って、それでも行政は認めない。裁判しても難しい、という現実を突きつけられました。何も証拠を持たずに弁護士さんのところへ行ったものですから、労災申請の道がふさがれた思いで、結局、1年あまり泣き寝入りをしました。

でも、1年半後に、このまま泣き寝入りしたのでは、一生懸命、真面目に働いた夫が浮かばれないと、勇気を振り絞って過労死110番へ電話相談をしますと、大阪の岩城先生につながりました。それで相談に行きますと、やっぱり同じことを言われました。今は認定基準がないの

で行政は認めない、裁判しても難しい。証拠があっても認定されない。だけど、弁護士は認定基準を変えるためにがんばっています。寺西さんの場合、認められるべき事案だと思う。社会正義のために一緒にがんばりませんか、とおっしゃっていただきました。認定されるとも、裁判に勝つとも、そういう具体的なことは何も聞いていないのですが、社会正義のために一緒にがんばりませんかと言われたことに、すごく希望を感じました。それで、先生ががんばっていただけなら私もがんばりたいと考え、ここではじめて我が家の問題は大きな社会問題なんだと気づかされたわけです。

しかし1年間というのは、何の証拠も集められなくて、本当にこのままダメになってしまうのではないかと弱気になりました、家族の会へ集まったとき、このままではダメかもわからない、いつ取り下げようかと、そんなことばかり考えていました。そんなときに、大阪家族の会の仲間から、「寺西さん、がんばらなアカンよ、あきらめたらアカンよ、もう絶対、ご主人のことを思って、一生懸命やろうね」と励まされて、来月までがんばろう、あと2ヵ月先までがんばろう、と、そんな気持ちを持っていた時期がありました。けっして自分ひとりでがんばってきたのではなく、家族の会の仲間や周りのみなさん方に支えられて、何とか続けられたのです。

そうしたころに退職者が三人も現れて、証言をいただくことができ、やっと準備が整いなんとか3年後に労災申請ができました。そうしているうち、1999年の9月に、厚生労働省から精神障害自殺に関わる認定基準が発表されました。このことが、岩城先生がおっしゃった、弁護士は認定基準を変えるためにがんばっているという結果なんだとわかって大きな希望になりました。

申請してから2年かかりましたが、夫の自殺は労基署の初動調査が適正に行われたことで、労基署段階で認定されるのは珍しい時代に、労災認定されました。

ただ、会社へ申し入れをしたところ、店長は仕事の裁量があった、長時間労働はあったかもしれないが、会社は命令していない。勝手に働いて勝手に死んだんだ。だから会社に責任はない、という、ひどい回答が戻ってきたことで、民事訴訟に発展しました。京都地裁で4年間、審理をした、その中で裁判所は会社に全面責任がある、本人や家族に何の責任も落ち度もなかったという、過失相殺がない判決をいただくことができました。会社が控訴したことによって大阪高裁に行きましたが、最終的に和解勧告がだされまして、私は、和解の最終日に、夫のお骨を持っていき、息子たち、そして嫁も孫も連れていって、被告会社の社長が直接謝る形で終わることができました。

このように、夫の自殺は労災認定され、そして民事訴訟も勝利することができましたが、家族の会の仲間においては、事実を証明できない方がたくさんいらっしゃいます。過労死の実態を、身をもって経験した私にとっての教訓は、過労死は真面目で責任感が強い、優秀な人が被災する、極めて理不尽な出来事ということです。それと夫は会社に命を奪われ、そして名誉も奪われ、死人に口なしで悔しい思いをしました。事件が解決しても夫の命を、どうすれば救うことができたのか、それだけはずっと持ち続けていかなければならないことで、亡くなってからでは取り返しがつかない状態に、夫はどうすれば死なずに済んだのか、それを考え行動していくことが、私のライフワークとなり家族の会で活動しています、私には夫の忘れ形見の息子が二人おります。夫から、息子たちに同じ轍を踏ますなという宿題を与えられたようで、今も

社会人の第一線で働いている息子たちが、倒れずに、家庭が円満にいくように願いながら、息子たちの働き方を案じています。

全国過労死を考える家族の会は 1991 年に結成しまして、毎年、国へ要請行動をしています。そして案遺族は、当事者が社会から孤立しないように、仲間同士で励まし合って支え合う、相互支援の活動をメインにしています。かつて被災者は中高年が多かったのですが、今や若年層に過労死が拡大しており、ご遺族も反映した形で参加されているのが、これまでの変化であります。過労死は、人生が奪われるだけでなく、罪もない子どもが二次被害に遭うという、課題があります。そうした遺族の課題の中に、泣き寝入りされる方が圧倒的に多いということです。その原因は申請者側に立証責任があるからです。証拠はなくても、労災申請とか裁判はできるのですが、そうなれば、調査する側は、何を根拠に、調査をしていいかわからず会社側が言ったことがすべて事実になってしまうからです。だから事実を把握した上で申請することが望まれます。

家族は基本的に、家庭内のことしかわからないわけで、会社や労働の内容がわからない。職場で何が起きているかについては、会社側から何の報告もないので、基本的にわからないんです。そういう家族を亡くした心の傷を負いながら、過重労働の証拠を収集していくという、とても困難な作業を行わなければならない、高いハードルが課せられるわけでありまして。さらに、労災認定基準の壁があって、認定基準に当てはまらないと、なかなか認定はされません。訴訟へ発展すれば、私も経験しましたが、相手方からひどいことを言われます。責任逃れのために、本人の性格が悪かったとか、家族の関係が悪かったとか、本当にひどいことを言われますので、そうしたことにも耐えていかなければならないので、同じ境遇のものが励まして支え合っていくという、大きな意味合いを持つのが家族の会であります。

今でこそ、過労死防止法が成立をしまして、過労死というのが広く理解していただけるようになりましたが、かつてそうではありませんでした。いまでも、地方に行けば根強い偏見があります。特に、私のような、夫を自死で喪った遺族に対しては、自分から死んでいったのにそれがなんで労災なんだ、という辛い言葉を直に聞くことがありました。そうなれば、過労自死は仕事が原因で、という話をするのですが、なかなかそういうお話が、一般の方には理解いただけません。まだまだ社会の偏見が根強いということを、私たちは経験しているところです。

レジメに、「命こそ宝」という作文をつけさせていただきました。これは真弘君（マー君）という男の子が中学 3 年のときに書いたものです。ちょっと読み上げさせていただきます。

僕は、父を小学校に上がる前に、亡くしています。父は過労自死でした。

父は、市役所で働いていました。市の文書を扱う大切な仕事をし、係だけではけっしてできない大きな仕事を任せられ、毎日、仕事の相談に来る職員が後を絶たず、それにも父は親切に答えながら、毎日 16 時間以上仕事をしました。胃潰瘍になりましたが、仕事をたくさん抱えた状況では休む余裕もなく、通院しながら土日も出勤していました。議会に提出するための資料を必死で作上げた時、あまりの忙しさに、たった一つ部下に任せた所に、間違いを見つけました。そのまま条例になってしまうことは、大きな問題です。でも、やり直す時間はない中、心身ともに追い込まれて、父は命を絶ちました。

最後に、父は、11 通の遺書を残しました。

僕がこの遺書を初めて読んだのは、小学5年生になる春休みのことでした。多くの人の支えの中、父の死が公務災害だと認められた時、初めて母から見せられました。

「真弘様 親らしいことが、何も出来ず 許してください。貴方の無邪気な顔をみていると、本当に疲れがやすまりました。先週の発表会を見に行きたかった。お母さんから、貴方が、ものおじせず、堂々と話しているのを聴いて、本当にうれしかったです。笑顔の真弘の顔が忘れられない。こんな幼い子を残して おとうさんは.....どうか、お母さんの言うことをよく聴いて、助けてやってください。本当に御免なさい。」

ぼくは、これを読んだ時、涙が溢れてきました。こんなに僕たちを愛してくれた父がどうして死ななければならなかったのだろうか。僕は自分の部屋で、思い切り泣きました。

5年生になったある日、担任もいるクラス全員の前である子が、「辻のお父さんは自殺したんか？」と聞いてきました。僕は、事実だから、「そうや。」と答えました。すると、僕も知っているという声があちこちで起こってきました。それから後のことは、僕はもう覚えていません。思い出さないようにしてきました。父のことを知らず、自殺だという事実だけが、広がっている。僕の大好きな父を急に評価されることが耐えられない。あの時の言葉には、すごく冷たさを感じるものがありました。

父は、心身ともに過労し、うつ病になってしまいました。こんな働き方をしたら、誰だって、倒れてしまいます。父は市民のために、いい法律を作りたいと、いつも勉強し頑張っていました。条例になってしまうとどんなに悪いものであっても改正するためには、人も時間もすごく掛かること、条例は、市民の命にも繋がることを母に語っていたそうです。まじめで、責任感が強く、優しく、頼りがいがあった父です。父は、普通の人の2倍も働きました。

父と同じ仕事をする人が、もう一人いてくれたら、父は死にませんでした。公民の教科書に、労働基準法がありました。この法律が守られていれば、父は死ななかったと思いました。父と一緒にすごしたのは、わずか、6年間です。父が突然僕の前から居なくなるなんて考えてもいなくて、父に甘えていました。あのままずっと、家族の生活が続いてくれていたら、僕たちは幸せだったのに。あの日を境に、僕たちの生活が変わってしまいました。ずっと、家でいた母は生活のために、働きに出るようになりました。生活も苦しくなりました。母も頑張っていました。疲れ切り、どうしようもないさびしさに包まれ、僕たちに、「お父さんの所へ行こう」と言いました。僕達の強い反対で、母は、自分を取り戻してくれました。一歩間違っていたら、僕達は、今、生きていませんでした。

ぼくが、小学1年生の時、詩を作りました。

《僕の夢》

大きくなったら、ぼくは博士になりたい。

そしてドラえもんに出てくるようなタイムマシンを作る。

ぼくはタイムマシンにのって

お父さんのしんでしまう前の日に行く

そして「仕事に行ったらあかん」というんや

三年前、大阪人権博物館から、この詩を展示させてほしいという連絡があり、今、労働者の権利というところで常設展示され、小・中学生の学習教材にもなっています。この夏、僕

は、朝日新聞やテレビ大阪の取材を受けました。父の死と向かい合うことは、辛いです。でも、僕達のような悲しい思いをする人が増えてほしくないので、取材を受け、今回は作文にも書きました。

僕は、仕事のための命ではなく、命のための仕事であると考えます。命こそ宝です。過労死・過労自死というものがこの世の中から亡くなってほしいと強く思っています。

今、真弘君は二十歳になって、大学生生活を謳歌しています。でも、5年生のときに、教室でお父さんのことを言われて、たいへん辛い思いをされました。このようにして、自慢のお父さんのことを、口に出せず、また、間違った評価をされて、子供が二次被害に遭う、過労死、過労自死というのは、いかにいろんな人の人生を狂わせてしまうかといことを共感していただきたいと思って、真弘くんの作文を読ませていただきました。

家族の会は子どもたちに何とか前向きに生きてほしいということで、親子遺児交流会というのをしています。年1回ですが、親子で一泊二日、交流をしていただいて、お父さんがいないのは僕の家だけじゃないなということを少しでも感じて、お互い励まし合ってほしい、前向きに暮らしてほしいという思いで、家族の会では、親子交流会というのもしております。こういう悲しい人生を送る遺族を作らないために、また、一生懸命がんばっている人の健康や命が奪われないように、私たちはどうすれば過労死を無くせるのかということで、家族の会としてがんばって活動しているところです。

そういうなかで、過労死防止基本法を制定しようという、全国的な組織として実行員会が結成され、家族の会も、皆様方の仲間に入れてもらって、一回り、二回り大きな活動をしていくきっかけとなりました。

法制定に向けての取り組みは、2008年に過労死弁護団、また労働弁護団で総会決議が出され、翌年には政権交代が起こり、はじめて民主党政権のマニフェストにワークライフバランスが載ったということがきっかけになり、個々の遺族が動き出しました。そして国会議員につながり家族の会として、行ったことのない国会議員会館へ行きまして、議員さんに過労死をなくす法律を作りたい思いで、手探りで動き出しました。第一回目の院内集会は、全面的に議員さんの協力を得まして、家族の会主催で開催することになり、私たちは、みなさまが本当に集会に参加していただけるのかとても不安でしたが、おかげさまで立ち見が出るほどの満席となりました。また議員からも、身近に起きた過労死の話などを語っていただきまして、私たち遺族の声を国会議員に受け止められたことで、大きな一歩を踏み出すことができました。その後1年がかりで実行委員会が準備され、2011年には有識者の先生方、また、運動団体の皆さん方、いろんな立場の方が、この過労死防止法制定に向けてのお力をお貸しいただき、100万人署名、地方自治体意見書採択、議員立法で成立を運動の柱にして取り組まれ、全国的な国民運動をスタートすることになりました。

私たちの運動は年々広がっていきまして、大きく発展したのは、また政権交代したあとの2013年第6回の院内集会の頃でした。法案の成立に向けた願いを、国連・社会権規約委員会、ジュネーブへ行って訴えたことが、大きなきっかけになりまして、国連勧告がだされ、超党派議員連盟を組織していただくことになりました。そして、秋の臨時国会まえに、議連から、今国会で成立をという具体的な日程を示しいただき、私たちも大きな期待に胸ふくらませました。

議員のロビー活動はこれまで通りのポイントを絞った当たり方ではダメだということで、実行委員会から議員を動かすのは遺族だという指示をいただきまして、兵庫の西垣さんと、京都の寺西、そしてこれまでずっと継続して議員のロビー活動に道をひらいてきた東京の中原のり子さん、この三人が議員会館に常駐し、東京家族の会の皆さん方、弁護士の先生方と一緒にあって、超党派議員へ幅広くロビー活動を強めていきました。この機会に三人を合わせて寺西垣のり子という名前が誕生し法制定に向けて、取り組みが加速した動力となったわけであります。そうして、野党議員から賛同をいただいたのですが、与党自民党内の合意形成が大きな政党だけに時間がかかるということで、最終的には党内8回のワーキングチームの会議がなされ、法案がまとまりました。

そして、昨年5月に、衆議院の厚生労働委員会、そして6月に参議院の厚生労働委員会で、意見陳述の機会をあたえてくださり遺族の訴えをさせていただきました。これも超党派議員連盟の先生方のあつご配慮のおかげでした。法律は成立することがわかっているけれども、簡単に通したのでは、過労死防止法の中身が伝わらない。私たち遺族が長年苦勞して、その活動の上でこの法律は成立したことを議事録など形に残したいというのが議員と私どもの共通の思いでした。そして6月20日に参議院本会議で「過労死等防止対策推進法」（略称・過労死防止法）が全会一致で成立し、11月1日に施行されました。また11月は初めての過労死防止月間が実施され、東京を中心に全国、約30カ所の啓発シンポジウムを成功裏に開催することができました。私自身も地方自治体のほうから、人権啓発講座として過労死問題を取り上げていただき、そしてまた学校からも呼んでいただきまして、成立前はつながりのなかった学校や自治体、団体も過労死問題に対して関心と問題意識を強く持っていただく経過になっています。

そして過労死を防ぐための「大綱」についても「協議会」で議論して参りました。この協議会は、過労死家族の会、弁護団など旧実行委員会から7名入り、労働者代表、使用者代表、専門家を含む合計20名の委員で構成され、第1回目は昨年12月に開催されました、20名の委員それぞれ自己紹介をし、過労死をなくす総論は一致しました。2回、3回、4回が終わりました、その中身は、大綱骨子、大綱素案、そして次回、5月25日は大綱案となって、ほぼ最終段階に来ているところです。私たちは、役割分担をして大綱の中身について、それぞれが担当した部分で、積極的に意見を述べ、要望してきました。実は事前の打ち合わせ会議が先日ありまして、そこで最終案を確認したのですが、私たちの要望はかなり盛り込まれています。しかし、労働時間の具体的な数値目標については、現行法の法改正が必要ということで、厳しい面もあるのですが、そこは対策推進室の事務局も、私たちの意向を、ところどころにその主旨を盛り込んだ形で文章化していただいた説明を受けました。こうして法律ができ、このような大綱もできて、それを実施してはじめて過労死がない、社会に結びついていくということを、私たちは、期待をしているところです。私たちの要望を取り入れていただいたところは評価し、しかし、足りないところ、また、これから法改正が必要なことは、これまで通り、要望していこうと考えています。この四半世紀、過労死問題の取り組みがなかなか進まず、長いあいだ歯がゆいおもいをする時代がありました。ようやく、過労死防止法の法律ができ、またその中の大綱が今まさにできようとしています。これから大綱を実施して、はじめて過労死がない社会になっていくという局面を迎え、これからはがんばっていく必要があると考えます。

しかし、一方で残業代ゼロ法案といわれるような労働時間制度改革が国会で審議入りされようとしています。私たちは、いまでさえ労働時間が適切に把握されていないなかで、労働時間

の規制を外す制度を創設することは、裁量労働制の拡大と合わせて、過労死・過労自殺を増やすのではないかと危惧しています。ですから、労働時間をしっかり適正把握して働いた分の賃金は正しく反映する、サービス残業をなくし労働時間管理する、これはやっぱり過労死をなくすために不可欠であると思います。過労死は、四半世紀前から続いている大きな社会問題であります。残業代ゼロというのは、これは残業代が欲しくて言っているのではなくて、健康や命が奪われる問題だということを、私たち遺族は身をもって経験しているので、ぜひ、そういう認識を持っていただきたいです。

家族の会のなかには、すでに高度プロフェッショナル制度や、また裁量労働制の適用者が過労死されています。そういう現実を見ますと、過労死を促進させる法案を黙って見過ごすことはできません。これからも過労死を考える家族の会は、過労死を繰り返さないために社会に警鐘を鳴らしていきいます。そうした基本的な姿勢を崩さずに、過労死のない社会の実現めざしががんばっていく決意を申し上げまして、私のご報告とさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。